

一般財団法人沖縄美ら島財団における公的研究費の取り扱いに関する留意事項

一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「財団」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）の趣旨を踏まえ、財団における公的研究費について不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うことを基本方針としています。

この基本方針に沿った業務運営の実現のため、公的研究費の取り扱いについて、下記の通り留意事項を周知するとともにその徹底についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 発注について

発注は、総務部総務課契約係の事務職員が行います。

2 納品検収について

納品検収は、総務部総務課契約係が行います。納品の際は、財団本部棟に納品物と納品書をお持ち込みいただき検収印（サイン）を受領の上、納品場所（研究室等）に納品いただくようお願いいたします。

3 見積書などの書類の日付の記載について

見積書、納品書、請求書など財団に提出する書類には、必ず日付をご記入ください。また、手書きの日付は不正を疑われますので可能な限り印字してください。

4 取引停止について

公的研究費に関して、預け金・架空取引など不正な取引に関与した場合、取引停止などの措置を講じる場合がございますのでご注意ください。

また、財団の研究者等から不正または不適切と思われる取引の要請等があった場合は、必ず次の相談窓口にご相談ください。

【 相談窓口 】

一般財団法人沖縄美ら島財団 総務部総務課契約係
(TEL 0980-48-3645 FAX 0980-48-3900)

5 不正取引等の通報について

不正または不適切な取引の情報がある場合は、次の財団通報窓口へ通報してください。

【 公益通報窓口 】

〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
一般財団法人沖縄美ら島財団 総務部総務課（責任者：総務課長）
(TEL 0980-48-3645 FAX 0980-48-3900)

6 公的研究費に関する取引での誓約書の提出について

公的研究費に関する1件50万円以上の物品等を購入する場合の取引において、取引業者に対して不正取引に関与しない旨を定めた「誓約書」の提出をお願いするようになりました。

つきましては、別添「誓約書」の提出について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

平成 年 月 日

誓 約 書

一般財団法人沖縄美ら島財団
理事長 殿

住 所
電 話
会 社 名
代表者又は
事業主名

印

弊社（又は私）は、貴財団からのご依頼の趣旨を十分に理解し、貴財団の規則等を遵守し、不正に関与いたしません。貴財団の構成員から不正な行為の依頼等あった場合には必ず公益通報窓口へ通報いたします。

貴財団所属の研究者が獲得された公的研究費による全ての物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

又、貴財団が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。

万一、弊社（又は私）が不正に関与した場合、取引停止を含むいかなる対応を講じられても異議はありません。